



妊婦健康診査費用を助成します

助産所や都外への里帰りなどで、市が発行した妊婦健康診査受診票を使用できなかった方に、費用の一部を助成します。

①都内の医療機関や助産所などで受診票が使えなかった方、②里帰りなどで都外の医療機関を受診した方、③追加分の受診票が届く前に自費で受診した方(21年3月31日以前に妊娠届を提出した方)

④出産日から1年以内に、健診の領収書(4月1日以降の健診分に限る、写し可)、母子健康手帳、口座振込先の通帳(ゆうちょ・ネット銀行は除く、旧姓の通帳は不可)、印鑑(ゴム印は不可)、未使用の受診票を持参して総合保健センターへ(一括で申請) ※銀行口座の名義人が対象者以外の場合は、申請時に委任状の記入が必要です。

☎同センター☎46-3254

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

休日や夜間など医療機関がお休みのときの急病に備え、急病者の初期治療と応急処置を行っています。受診の際は、必ず健康保険被保険者証をお持ちください。

①休日診療所(内科・小児科)

(日曜日、祝日、年末年始)
午前10時～11時45分、午後1時～4時30分

②休日準夜診療所(内科・小児科)

(日曜日、祝日、年末年始)
午後6時～9時30分

③小児初期救急平日準夜診療所(こども救急みたか)

(月～金曜日)
午後7時30分～10時30分(受付は10時まで)

①～③はいずれも三鷹市医師会館(野崎1-7-23)
☎24-8199

④休日歯科応急診療所 (日曜日、祝日、年末年始)

三鷹市総合保健センター(新川6-35-28)
☎46-3234

午前10時～11時45分、午後1時～4時

⑤休日調剤薬局(日曜日、祝日、年末年始)

三鷹市医薬品管理センター(上連雀7-4-8)
☎49-7766

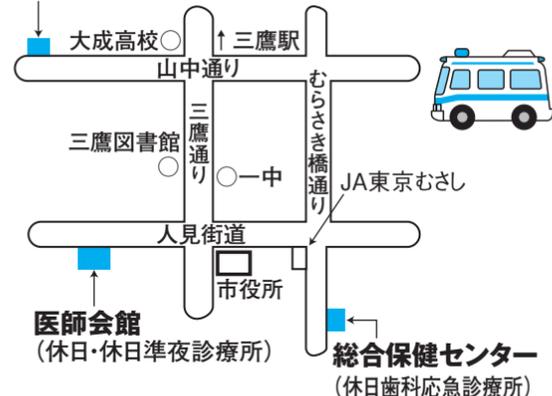
午前10時～午後4時30分、午後6時～9時30分

⑥医療機関案内(24時間)

三鷹消防署 ☎47-0119
東京消防庁救急相談センター
☎03-3212-2323・☎042-521-2323
東京都保健医療情報センター(ひまわり)
☎03-5272-0303

HP <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

三鷹市医薬品管理センター (休日調剤薬局)



12～3月生まれの方に

特定健診・後期高齢者健診の受診票を送ります

☎保険課特定健診係☎内線2694

9月中旬に受診票を送付します。受診期限は平成22年1月31日です。受診期間終了間際は混雑が予想されます。早めの受診をお願いします。

特定健診=40～74歳で、平成21年4月1日から継続して三鷹市国民健康保険に加入している方

後期高齢者健診=75歳以上で、平成21年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入している方

- ・健診時には、受診票と保険証を必ずお持ちください。
- ・65歳以上で生活機能検査の対象になった方は「生活機能検査の受診票」も同封します。「特定健診」または「後期高齢者健診」と必ず同じ日、同じ医療機関で受診してください。
- ・4月2日以降に転入などで三鷹市国民健康保険や長寿医療制度に加入し、健診の機会がなく受診を希望する方は保険課特定健診係へお問い合わせください。

受診可能な健診項目

健診項目	対象	三鷹市 国保特定健診	後期高齢者健診	社会保険等の被扶養者、 国民健康保険組合加入者 ※1
特定健診		市の受診票で受診可	市の受診票で受診可	医療保険者の受診券で受診可
市独自の追加項目(胸部X線検査など11項目)		市の受診票で受診可	市の受診票で受診可	受診券に「集合B」と記載されている方 ※2

※1 実施方法は、各医療保険者から届く特定健診についての案内で確認するか、各医療保険者へお問い合わせください。

※2 受診券を受け取った後、直接、実施医療機関に予約してください。

新しい障受給者証を郵送しました

新しい障受給者証の有効期間は9月1日～平成22年8月31日です。

所得審査を行い、引き続き対象となる方には新しい受給者証を8月末に郵送しました。受給者証が届いていない方は地域福祉課☎内線2619へお問い合わせください。

また受給要件に該当し、現在、受給者証を持っていない方や、平成20年中の所得が基準内となった方は、新規に申請できますので地域福祉課へご連絡ください。

心身障害者医療費助成制度(障)

医療保険で受診した医療費の自己負担分について、その全部または一部を助成する制度です。

①都内に住所のある身体障害者手帳1級、2級(内部障がい3級を含む)、愛の手帳1度、2度の方

◇対象外の方

- ①所得制限基準額を超える方、②生活保護受給者、③健康保険未加入者、④公費により医療費が賄われる施設の入所者、⑤後期高齢者医療被保険者証を持ち、住民税が課税されている方、⑥65歳以上になって初めて上記等級の手帳を取得する方

☎同課☎内線2619

障所得制限基準額

(適用期間:平成22年8月31日まで)

扶養親族数	所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円
6人	1人につき38万円加算

※20歳以上の方は本人所得、20歳未満の方は世帯主などの方の所得が対象。

10月から 国民健康保険の保険証が変わります

現在使用している国民健康保険被保険者証は、9月30日(水)で有効期限が切れ、10月1日(木)から新しい保険証に変わります。10月1日(木)以降に受診するときは、新しい保険証を使用してください。

◆新しい保険証は簡易書留郵便でお送りします

新しい保険証は世帯ごとにまとめて、世帯主あてに簡易書留郵便で9月24日(木)ごろまでに届くようにお送りします。

※配達時にご不在の場合は「郵便等お預かりのお知らせ」に記載された保管期限日までに、郵便局に連絡し再配達してもらうか、本人確認書類(免許証など)を持参して郵便局の窓口で受け取ってください。

◆保険証は市内の住民登録住所以外には転送できません

自宅の建て替えや入院などで郵便物を転送している方は、9月11日(金)までに、直接保険課(市役所1階9番窓口)へ相談してください。

◆保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、原則として平成23年9月30日までの2年間です。ただし保険証の種別(一般証・退職証)や生年月日により、有効期限が異なる場合があります。

☎保険課☎内線2382

国民健康保険「医療費のお知らせ」を送付します

国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主へ、9月10日(木)に「医療費のお知らせ」をお送りします。これは、今年5月に医療機関を受診された方について、お名前、医療費の総額(10割分)、医療機関などの名称、食事・生活療養費の全額を記載したものです。医療費への理解を深め、健康の大切さについて関心を高める参考としてお役立てください。

※このお知らせによる手続きなどは必要ありません。

☎保険課☎内線2386